

# 申請の際の注意事項 【集積所（新設・変更・廃止）届出書】

## 1. 申請者

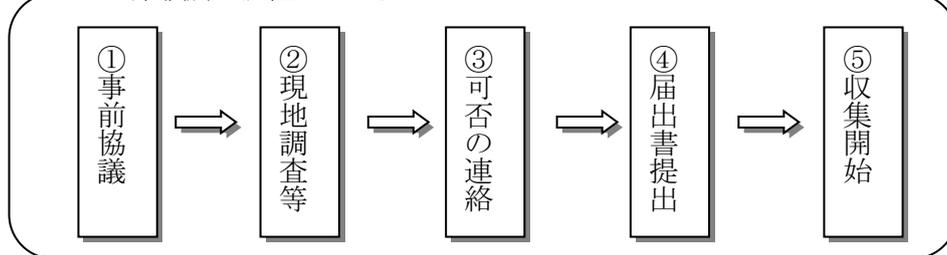
集積所の新設・変更・廃止をしようとする場合、地域住民の合意の上、自治会・町内会の代表者又は共同住宅の所有者若しくは管理者が届け出てください。

ただし、共同住宅の所有者若しくは管理者にあつては、必ず自治会・町内会の承認を得るよう~~に~~してください。

## 2. 申請に関する流れ

- ①集積所の新設・変更・廃止が必要と判断された時点で、市と事前協議を行ってください。
- ②「集積所に関する基準」に合致するか現地調査等を行います。「集積所に関する基準」は、『静岡市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱』をご確認ください。
- ③現地調査等の結果をご連絡します。  
※現地調査等の結果、集積所として認められない場合もあります。
- ④集積所の新設・変更・廃止をしようとする日の10日前までに、届出書を提出してください。
- ⑤収集開始

《ごみ集積所の設置までの流れ》



## 3. その他

・集積所の設置後、集積所及びその周辺の清潔を保持するように管理し、ごみの出し方について地域住民に十分な周知を行ってください。

・『静岡市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱』を必ずご確認ください、内容等ご了承のうえ届出書を提出してください。

### 【問い合わせ先】

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所新館13階）

収集業務課 適正排出推進係

Tel 054-221-1365

別記様式（第3条関係）

集積所（新設・変更・廃止）届出書

令和 年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 [ ]

申請者 氏名 [ ]  
（自治会・町内会長又は管理会社等）

電話

集積所の（新設・変更・廃止）をしたいので、静岡市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出理由

2 （新設・変更・廃止）希望日 可燃ごみ 令和 年 月 日（ ）から  
（新設・変更・廃止）希望日 資源ごみ 令和 年 月 日（ ）から

3 位置 別紙図面のとおりに

【共同住宅の場合】

物件名

物件所在地

世帯数

世帯

（自治会・町内会確認欄）

上記物件にごみ集積所を設置することについて承認します。

自治会・町内会名

住 所

会長名

電 話

※電話については、8時30分～17時15分頃に連絡のとれる番号でお願いします。

また共同住宅の際は、管理会社もしくは大家の連絡先をご記入ください。

担当課：収集業務課 適正排出推進係（電話）054-221-1365

清水収集センター（電話）054-366-2751